

令和 4 年度 一 般 会 計 歳 出 第 2 款 9 項 2 目 12 節 統一地方選挙費

受付 番号	種 目 番 号 601	連絡先	委託担当 青葉区総務課	担当者名 電 話	たんとうしやめい くさやま さとし 草山 悟志 978 - 2207
----------	----------------	-----	----------------	-------------	--

## 設 計 書

1 委 託 名 令和5年4月9日執行第20回統一地方選挙の期日前投票所業務にかかる人材派遣について

2 履 行 場 所 青葉区役所

3 履行期間  
又は期限  期間 契約決定した日 から 令和5年3月31日(金) まで  
 期限 まで

4 契 約 区 分  確定契約  概算契約

5 その他特約事項 仕様書及び添付資料記載のとおり、業務時間の延長が生じた場合は超勤を指示することがあるため、急な延長が生じた場合でも対応できる人員を確保すること。

6 現 場 説 明  不要  
 要 ( 月 日 時 分 場所 )

7 委 託 概 要 令和5年4月9日執行第20回統一地方選挙の期日前投票期間中における案内・記載指導等、名簿対照、投票用紙交付の業務について、労働者を派遣する。

8 部分払

する ( 回以内)

しない

業務内容	履行予定月	数量 (概算数量)	単位	単価	金額 (概算金額)

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額  
※概算数量の場合は、数量及び金額を( )で囲む

## 派遣代金額

¥ ( )

内 訳 業 務 価 格

¥ ( )

消費税及び地方消費税相当額

¥ ( )

名称	形状寸法等	<input type="checkbox"/> 確定数量	単位	単価(円)	金額(円)	摘要
		<input checked="" type="checkbox"/> 概算数量				
1 市選管研修		( 8 )	時間		( )	
2 区選管研修		( 200 )	時間		( )	
3 区役所	案内・記載指導係	( 96 )	時間		( )	
	名簿対照係	( 96 )	時間		( )	
	投票用紙交付係	( 96 )	時間		( )	
小計		496	時間		( )	
消費税					( )	
合計					( )	

## 仕様書

横浜市青葉区（以下、「甲」という。）と受託者（以下、「乙」という。）は、労働者派遣基本契約書で定めた事項を基に、次のとおり個別の派遣契約を締結する。

### 1 期日前投票所における業務

令和5年4月9日執行第20回統一地方選挙の期日前投票期間中における案内・記載指導等、名簿対照、投票用紙交付の事務を行う。

### 2 派遣場所

区役所期日前投票所

横浜市青葉区役所1階区民ホール（横浜市青葉区市ケ尾町31-4）

### 3 期間・時間及び集合場所

横浜市青葉区役所（現地集合、別紙案内図参照）

令和5年3月24日（金）から令和5年3月31日（金）まで

午前8時15分から午後8時15分まで

※ ただし、午後8時までに入場した全ての選挙人が投票し終わるまで、業務は継続して行うため、時間は延長する場合がある。

### 4 配置人員

- (1) 時間内においては、別紙1「配置人員表」の延べ時間の範囲内で常に必要人員を確保すること。ただし、急な業務時間の延長が生じた場合でも対応できる人員であること。
- (2) 本業務に従事するものは、6(2)の研修会に出席したものとする。
- (3) 5(2)に従事する者のシフトについては、6(1)の研修会に出席した者が毎日必ず従事できるシフトにすることとし、研修に出席していない者のみのシフトは不可とする。
- (4) 「5 業務の内容」の配置シフトについては、甲と協議のうえ、乙において作成及び管理を行うこと。

### 5 業務の内容

#### (1) 案内・記載指導係

投票入口への選挙人の案内、混雑時の行列整理、投票手続及び「宣誓書」への記載方法等についての説明を行う。また、記載台の点検、鉛筆の補充、投票所等の消毒、「宣誓書」への補記（「点字」、「代理」、「車いす」など）などその他期日前投票受付事務に付随する業務を行う。

#### (2) 名簿対照係

期日前（不在者）投票システムを操作し、選挙人の本人確認及び投票受付処理、修正処理を行う。「宣誓書」への補記（「県外（転出）」、「船員」などシステムで分かる情報）

ア 選挙人の検索（ア若しくはイの方法による）

(ア) 「投票のご案内」に記載されたバーコードを読みとる方法

(イ) 選挙人の氏名・生年月日を入力する方法（「投票のご案内」不持参者や未達者の場合）

イ 「投票のご案内」(又は請求書兼宣誓書)の記載内容と選挙人名簿(システム画面上)との照合作業(名前を読み上げて確認する)

※ システムの操作者は、Microsoft Windows の基本的な操作ができる者であること。

※ この作業は1台の端末機につき従事者1名で操作を行う。

※ 日毎の配置人員については、別紙1「配置人員表」を参照。

(3) 投票用紙交付係

横浜市議会議員一般選挙、神奈川県議会議員一般選挙、神奈川県知事選挙の投票用紙を確実に1枚ずつ交付し、「宣誓書」に交付済みの補記等をする。

(4) 共通事項

ア 事務分担は、甲の指示によること。

イ 派遣員が業務を交替する際は、必ず次の担当者へ当該業務内容(又は操作方法等)及び状況を説明し、業務が滞ることのないように引き継ぐこと。

ウ 期間中の派遣員の配置については、全体の必要人員の40~50%は翌日も引き続き業務を行える体制とすること。

エ 担当する係については、当日の状況により変更する場合があるが、甲の指示に従い従事すること。

オ 仕事の内容は研修や自宅での復習などを通し、十分に理解したうえで業務に臨むこと。

6 研修会について

(1) 期日前(不在者)投票システム操作研修会について

期日前投票所において、5(2)の業務に従事する者及び乙の担当者は、横浜市選挙管理委員会事務局が行う操作実務研修(期日前投票制度、不在者投票制度、システムの操作方法等)を受けること。

【場所】未定

【日時】未定

午前9時00分から午後6時00分までの間で約2時間

【人数】4名

【時間】延べ8時間(受講人数×2時間)

※ 具体的な場所、日程は決まり次第通知。必要により甲と調整すること。

※ 研修受講者名簿は事前に甲へ提出すること。

※ 本研修を受けた者は、業務中に他の従事者へも操作の取扱い等をレクチャーし、本研修を受けていない者についても操作が行えるようにすること。その際は個人情報管理には十分注意すること。

※ 本研修を受けた者は青葉区役所の期日前投票初日に従事すること。

(2) 期日前投票所業務事前研修会

本業務に従事する者及び乙の担当者は、青葉区選挙管理委員会が行う期日前投票所業務事前研修会を受けること。

【場所】横浜市青葉区市ケ尾町31-4

【日時】令和5年3月17日(金)(予定)

午前10時00分から午後5時00分までの間で2時間

【人数】従事者全員

【時間】延べ 200 時間程度（受講人数×2 時間）

※ 具体的な場所、日程は決まり次第通知。必要により甲と調整すること。

※ 研修受講者名簿は事前に甲へ提出すること。

## 7 責任者、指揮命令者

甲 責任者	横浜市青葉区総務課長	富澤 理子
指揮命令者	横浜市青葉区統計選挙係長	和田 裕子
乙 責任者	受託者	責任者の氏名

## 8 勤務に関する定め

- (1) 選挙人に対する言葉遣い、服装、態度に気を配り、従事中の私語は慎むこと。
- (2) 業務開始時刻については厳守すること。
- (3) マスクを着用すること。また、アルコール消毒や手袋着用等の指示に従うこと。
- (4) 発熱等、体調不良の際は従事しないこと。

## 9 従事者の日程管理

- (1) 乙は、事前に従事者全員の氏名及び従事時間を記した『配置予定表』を提出すること。また、内容に変更があった場合は、速やかに甲の指揮命令者に連絡すること。
- (2) 予定されていた派遣労働者が、事故・病気その他の理由により従事できなくなった場合は、直ちに甲の指揮命令者に連絡のうえ、他の者に従事させること。
- (3) その他、非常事態発生時についての対応は、あらかじめ十分検討し、必要な処置を講ずること。

## 10 個人情報の保護

### (1) 守秘義務

作業進行上知り得た事柄は、絶対にもらしたり話題にしたりすることのないよう細心の注意を払うこと。

### (2) データ等の適正な管理・取り扱い

受託者は、支給品、データ等の委託業務の履行に必要な書類の処理、保管等の管理にあたっては、漏洩、滅失などが無いよう適正な管理を行うこと。

また、これらを委託業務の履行以外の用途のために複写、複製、第三者への提供及び外部への持ち出しを行ってはならない。

### (3) 誓約書等の提出について

受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、『個人情報の保護に関する法律』、『横浜市個人情報の保護に関する条例』、別紙 2 「個人情報取扱特記事項」及び別紙 3 「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

また、これらに基づき、乙は従事する派遣員全員に対して個人情報の保護及び取り扱いについて研修を実施のうえ、別紙 2 「個人情報取扱特記事項」付属の様式 1・2 を甲へ提出すること。

## 11 契約の解除

- (1) 甲又は乙は、相手方が正当な理由なく本契約及び個別契約の定めに違反した場合、是正を催促し、相当な期間内には是正がないときは、契約の全部又は一部を解除することができる。
- (2) 前項のほか、一般取引上の解除事由が生じたときは、甲又は乙は、何らの催促を要せず、将来に向かって本契約を解除することができる。
- (3) 本条に基づく解除については、損害賠償の請求を妨げないものとする。

## 12 派遣労働者からの苦情処理

- (1) 苦情の申し出を受ける者

甲 横浜市青葉区総務課長 富澤 理子

乙 受託者 苦情の申し出を受ける者の氏名

- (2) 苦情処理方法、連絡体制

ア 甲における(1)記載の者が苦情の申し出を受けたときは、直ちに派遣元責任者へ連絡し、当該派遣元責任者が中心となって誠意をもって遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図り、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。

イ 乙における(1)記載の者が苦情の申し出を受けたときは、直ちに派遣先責任者へ連絡し、当該派遣先責任者が中心となって誠意をもって遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図り、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。

ウ 甲及び乙は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は相互に遅滞なく通知するとともに、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。

## 13 比較対象労働者の待遇等に関する情報提供

別紙4のとおり

## 14 賃金の支払い

- (1) 3の勤務時間外に労働が発生した場合、賃金の支払いについて乙は甲に実働時間に応じた額を請求する。
- (2) 従事者に欠勤等による不就労が発生した場合、当該不就労の実績時間に応じた時間分の賃金を乙は甲に請求できない。
- (3) (1)及び(2)の支払いに関して、契約単価は時間単位とする。ただし、端数が生じた場合には、契約単価未満の端数を60で除した商を小数点第三位で四捨五入し、支払うものとする。

## 15 その他

- (1) 乙から他社への再委託は禁止するものとする。
- (2) 具体的な業務内容及び事務の流れは、青葉区選挙管理委員会担当者からの説明及び指示に従うこと。この契約書に定めのないことについては、甲と乙との協議のうえ解決を図るものとする。
- (3) 午後8時までには会場に入った全ての選挙人が投票し終わるまで、業務は継続して行う。よって急な延長が生じた場合でも対応できる人員を確保すること。
- (4) 人材派遣に関することで甲より緊急の連絡が入った場合は、乙は直ちに駆けつけ適切な処置を講じること。

- (5) 請求書においては、研修・青葉区役所それぞれにおける延べ従事時間を示した、内訳明細書を添付すること。





# 青葉区役所

青葉公会堂  
青葉  
スポーツセンター

青葉区総合庁舎

青葉土木  
事務所

青葉警察署

市ヶ尾駅

この地図の著作権は横浜市が保有します。

30m

令和5年4月9日執行 第20回統一地方選挙 配置人員表

別紙1

青葉区役所1階区民ホール

係名	業務内容	3/24	3/25	3/26	3/27	3/28	3/29	3/30	3/31	合計	延べ時間
		(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)		
案内・記載指導係	① 選挙人の案内・整理 ② 宣誓書記載指導 ③ 各種書類整理	1	1	1	1	1	1	1	1	8	96
名簿対照係	端末の確認・入力	1	1	1	1	1	1	1	1	8	96
投票用紙交付係	① 請求書の確認等 ② 投票用紙の交付	1	1	1	1	1	1	1	1	8	96
<b>合計</b>		<b>3</b>	<b>3</b>	<b>3</b>	<b>3</b>	<b>3</b>	<b>3</b>	<b>3</b>	<b>3</b>	<b>24</b>	<b>288</b>

※ 休憩時間を設ける場合は、上記の表の人員が常時実働できる体制を組むこと。

※ 係の配置換えについて職員の指示があった場合にはそれに従うこと。

合計

24

## 個人情報取扱特記事項

(平成27年10月)

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 横浜市(以下「委託者」という。)がこの契約において個人情報(特定個人情報を含む。以下同じ。)を取り扱わせる者(以下「受託者」という。)は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等(特定個人情報を取り扱わせる者にあつては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例を含む。以下同じ。)を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 受託者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は個人情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、管理責任者を特定し、委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、第1項の目的を達成するため、個人情報を取り扱う場所及び個人情報を保管する場所(以下「作業場所」という。)において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、委託業務に着手する前に前2項に定める安全対策及び管理責任体制について委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、第2項及び第3項に定める受託者の安全対策及び管理責任体制に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、これらの措置を変更しなければならない。なお、措置の変更に伴い経費が必要となった場合は、その費用負担について委託者と受託者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第3条 受託者は、この契約による事務の処理に従事している者に対し、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用の禁止等)

第5条 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務を処理する目的以外に利用してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があつた場合を除き、この契約による事務を処理するにあたって委託者から提供された個人情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(以下「資料等」という。)を複写し、又は複製してはならない。ただし、事務を効率的に処理するため、受託者の管理下において使用する場合はこの限りではない。

(作業場所の外への持出禁止)

第7条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があつた場合を除き、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等(複写及び複製したものを含む。)について、作業場所の外へ持

ち出してはならない。

(再委託の禁止等)

第8条 受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報から自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

2 受託者は、前項ただし書きの規定により個人情報を取り扱う事務を第三者（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、再受託者の当該事務に関する行為について、委託者に対しすべての責任を負うものとする。

3 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、受託者及び再受託者がこの規定を遵守するために必要な事項並びに委託者が指示する事項について、再受託者と約定しなければならない。

4 受託者は、前項の約定において、委託者の提供した個人情報並びに受託者及び再受託者がこの契約による事務のために収集した個人情報を更に委託するなど第三者に取り扱わせることを例外なく禁止しなければならない。

(資料等の返還)

第9条 受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(報告及び検査)

第10条 委託者は、委託契約期間中個人情報を保護するために必要な限度において、受託者に対し、個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 委託者は、委託契約期間中個人情報を保護するために必要な限度において、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。

3 前2項の場合において、報告、資料の提出又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 受託者は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(研修の実施及び誓約書の提出)

第12条 受託者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項並びに従事者が負うべき横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を横浜市長に提出しなければならない。

2 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、再受託者に対し、前項に定める研修を実施させ、個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を受託者に提出させなければならない。

3 前項の場合において、受託者は、再受託者から提出された個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を横浜市長に提出しなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

第13条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(1) この契約による事務を処理するために受託者又は再受託者が取り扱う個人情報について、受託者又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えいがあったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき。



年 月 日

(提出先)

横浜市長

(提出者)

団体名

責任者職氏名

### 研修実施報告書

横浜市個人情報の保護に関する条例第17条第1項の規定に従い、横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事する者に対し、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施しましたので、別紙個人情報保護に関する誓約書(様式1)(全 枚)のとおり提出いたします。

引き続き個人情報の漏えい等の防止に取り組んでいきます。

## 電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項

(情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 この特記事項(以下「特記事項」という。)は、委託契約約款(以下「約款」という。)の特記条項として、電子計算機処理等(開発、運用、保守及びデータ処理等をいう。)の委託契約に関する横浜市(以下「委託者」という。)が保有する情報(非開示情報(横浜市条例第1号)第7条第2項に規定する非開示情報をいう。以下同じ。))及び非開示情報以外の情報をいう。以下同じ。))の取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

2 情報を電子計算機処理等により取り扱う者(以下「受託者」という。)は、情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を遂行するための情報の取扱いにあたっては、委託者の業務に支障が生じることのないよう、情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 受託者は、この契約による業務に係る情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、情報の適正な管理を実施する者として管理責任者を選定し、委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、第1項の目的を達成するため、電子計算機を設置する場所、情報を保管する場所その他の情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、委託業務に着手する前に前2項に定める安全対策及び管理責任体制について委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、第2項及び第3項に定める受託者の安全対策及び管理責任体制に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、これらの措置を変更しなければならない。なお、措置の変更に伴い経費が必要となった場合は、その費用負担について委託者と受託者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第3条 受託者は、この契約による業務に従事している者(以下「従事者」という。)に対し、この契約による業務に関して知り得た非開示情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 受託者は、この契約による業務を遂行するために情報を収集するときは、当該業務を遂行するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用の禁止等)

第5条 受託者は、書面による委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る情報を、当該業務を遂行する目的以外の目的で利用してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務を遂行するに当たって委託者から提供された、非開示情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(以下、「非開示資料等」という。)を複写し、又は複製してはならない。ただし、契約による業務を効率的に処理するため受託者の管理下において使用する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合は、受託者は、複写又は複製した資料の名称、数量、その他委託者が指定する項目について、速やかに委託者に報告しなければならない。

(作業場所の外への持出禁止)

第7条 受託者は、書面による委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を遂行するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した非開示資料等を作業場所の外へ持ち出してはならない。

(再委託の禁止等)

第8条 受託者は、この契約による業務を遂行するために得た非開示情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、前項ただし書の規定により非開示情報を取り扱う業務を再委託する場合は、当該再委託を受けた者(以下「再受託者」という。)の当該業務に関する行為について、委託者に対しすべての責任を負うとともに、第1条第2項に定める基本的な情報の取扱いを再受託者に対して課し、あわせて第2条の規定を再受託者に遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

3 受託者は、前項の再委託を行う場合は、受託者及び再受託者が特記事項を遵守するために必要な事項及び委託者が指示する事項を再受託者と約定しなければならない。

4 受託者は、再受託者に対し、当該再委託による業務を遂行するために得た非開示情報を更なる委託等により第三者に取り扱わせることを

禁止し、その旨を再受託者と約定しなければならない。

(非開示資料等の返還)

第9条 受託者は、この契約による業務を遂行するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した非開示資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 前項ただし書の場合において、委託者が当該非開示資料等の廃棄を指示した場合、廃棄方法は焼却、シュレッダー等による裁断、復元困難な消去等当該情報が第三者の利用に供されることのない方法によらなければならない。

3 第1項の場合において、受託者が正当な理由なく指定された期限内に情報を返還せず、又は廃棄しないときは、委託者は、受託者に代わって当該情報を回収し、又は廃棄することができる。この場合において、受託者は、委託者の回収又は廃棄について異議を申し出ることができず、委託者の回収又は廃棄に要した費用を負担しなければならない。

(報告及び検査)

第10条 委託者は、委託契約期間中必要と認めた場合は、受託者に対して、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 委託者は、委託契約期間中必要と認めた場合は、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。

3 前2項の場合において、報告又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 受託者は、委託者の提供した情報並びに受託者及び再受託者がこの契約による業務のために収集した情報について、火災その他の災害、盗難、漏えい、改ざん、破壊、コンピュータウイルスによる被害、不正な利用、不正アクセス等の事故が生じたとき、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(引渡し)

第12条 受託者は、約款第28条第2項の規定による検査(以下「検査」という。)に合格したときは、直ちに、契約の履行の目的物を納品書を添えて委託者の指定する場所に納入するものとし、納入が完了した時をもって契約の履行の目的物の引渡しを完了したものとする。

(契約の解除及び損害の賠償)

第13条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(1) この契約による業務を遂行するために受託者又は再受託者が取り扱う非開示情報について、受託者又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えい、滅失、き損及び改ざんがあったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、特記事項に違反し、この契約による業務の目的を達成することができないと認められるとき。

2 委託者は、受託者が特記事項前条の規定による検査に不合格となったときは、この契約を解除することができる。

(著作権等の取扱い)

第14条 この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いについては、約款第5条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

(1) 受託者は、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(第二次著作物の利用に関する原作者の権利)に規定する権利を、目的物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

(2) 委託者は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、この契約により作成される目的物を改変し、任意の著作者名で任意に公表できるものとする。

(3) 受託者は、委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条(公表権)及び第19条(氏名表示権)を行使することができないものとする。

(4) 受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保されるものとする。この場合において、受託者は、委託者に対し、当該著作物について、委託者が契約の履行の目的物を使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、著作物の利用について設計図書で別段の定めをした場合には、その図書の定めに従うものとする。

3 受託者は、この契約によるすべての成果物が、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害していないことを保証するものとする。ただし、委託者の責に帰すべき事由を起因として権利侵害となる場合は、この限りではない。

(派遣先)  
横浜市青葉区選挙管理委員会事務局

### 比較対象労働者の待遇等に関する情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 26 条第 7 項に基づき、比較対象労働者の待遇等に関する情報を下記のとおり情報提供いたします。

#### 1. 比較対象労働者の職務の内容（業務の内容及び責任の程度）、当該職務の内容及び配置の変更の範囲並びに雇用形態

##### (1) 業務の内容

- ① 職種：他に分類されない受付・案内事務員<厚生労働省職業分類 細分類 254-99> 他に分類されない一般事務の職業<厚生労働省職業分類 細分類 259-99>
- ② 中核的業務：案内、記載指導、書類の点検、選挙人の本人確認、投票受付処理、投票用紙の交付
- ③ その他の業務：その他期日前投票に付帯する事務

##### (2) 責任の程度

- ① 権限の範囲 : なし（業務にあつては、担当職員の指示に従うこと）
- ② トラブル・緊急対応：なし（トラブル発生時は速やかに担当職員の指示に従うこと）
- ③ 成果への期待・役割：誤交付などのミスの無い事務  
所定外労働 : なし

##### (3) 職務の内容及び配置の変更の範囲

- ① 職務の内容の変更の範囲：なし
- ② 配置の変更の範囲：なし

##### (4) 雇用形態例

仮想の通常の労働者（年間所定労働時間 47 時間）

…過去同種選挙（R01 参議院議員通常選挙）従事者 1 人あたりの平均労働時間



## 2. 比較対象労働者を選定した理由

比較対象労働者：派遣労働者と同一の職務の内容で業務に従事させるために新たに通常の労働者を雇い入れたと仮定した場合における当該通常の労働者（仮想の通常の労働者）

(理由)

受け入れようとする派遣労働者は期日前投票所開設期間内の勤務であり、また案内や受付、選挙人の本人確認等の業務であるため、その業務をのみを行っている 比較対象労働者が通常の労働者の中にいないため。

<参考：チェックリスト>

比較対象労働者（次の①～⑥の優先順位により選出）	対象者の有無 (○or×)
① <u>職務の内容</u> 並びに <u>当該職務の内容及び配置の変更の範囲</u> が派遣労働者と同一であると見込まれる通常の労働者	×
② <u>職務の内容</u> が派遣労働者と同一であると見込まれる通常の労働者	×
③ <u>業務の内容又は責任の程度のいずれか</u> が派遣労働者と同一である見込まれる通常の労働者	×
④ <u>職務の内容及び配置の変更の範囲</u> が派遣労働者と同一であると見込まれる通常の労働者	×
⑤ ①から④までに相当する短時間・有期雇用労働者 ※ 派遣先の通常の労働者との間で短時間・有期雇用労働法等に基づく均衡が確保されている者に限る。	×
⑥ <u>派遣労働者と同一の職務の内容で業務に従事させるために新たに通常の労働者を雇い入れたと仮定した場合における当該通常の労働者</u> （仮想の通常の労働者） ※ 派遣先の通常の労働者との間で適切な待遇が確保されている者に限る。	○

## 3. 待遇の内容等

- (1) 比較対象労働者の待遇のそれぞれの内容（昇給、賞与その他の主な待遇がない場合にはその旨）
- (2) 比較対象労働者の待遇のそれぞれの性質及び待遇を行う目的
- (3) 待遇のそれぞれを決定するに当たって考慮した事項

(待遇の種類)		
(待遇の内容)	(待遇の性質・目的)	(待遇決定に当たって考慮した事項)

① 基本給		
横浜市会計年度任用職員「職種区分1：事務・技能」ランクA日額の職の時給単価を基準とする。	労働に対する基本的な対償として支払われるもの	事務補助であること、特別な能力は不要であること

② 賞与：無		

③ 役職手当：無		

④ 特殊作業手当：無		

⑤ 特殊勤務手当：無		

⑥ 精皆勤手当：無		

⑦ 時間外労働手当（法定割増率以上）：無（日あたり7時間45分を超える勤務時間については有）		

⑧ 深夜労働手当（法定割増率以上）：無		

⑨ 休日労働手当：無		

⑩ 通勤手当：有		
通勤のため交通機関等を利用し運賃等を負担する者に支給する。	実費弁償	通勤距離1 km以上あり、かつ、利用交通機関等の営業距離が1 km以上であること

⑪ 出張旅費：有		
旅費を支給する。	実費弁償	業務上必要があり所属長の命令で出張を行った場合に限る。

⑫ 食事手当：無		

⑬ 単身赴任手当：無		

⑭ 地域手当：無		

⑮ 食堂：無		

⑯ 休憩室：無（派遣場所により有）		

⑰ 更衣室：無		

⑱ 転勤者用社宅：無		

⑲ 慶弔休暇：無		

⑳ 健康診断に伴う勤務免除及び有給：無		

㉑ 病気休職：無		

㉒ 法定外の休暇（慶弔休暇を除く）：無		

㉓ 教育訓練：有		
期日前投票所の業務に関する研修	業務に必要な知識を習得する目的	業務内容を考慮。従事者には期日前投票所業務の全般的な研修を実施するとともに、期日前（不在者）投票システムを操作する従事者へは別途システム操作研修を実施する。

㉔ 安全管理に関する措置及び給付：無		

㉕ 退職手当：無		

㉖ 住宅手当：無		

㉗ 家族手当：無		

令和4年度 会計年度任用職員（日額の職）の報酬単価について

総務局人事部労務課

予算編成にあたり、会計年度任用職員の日額の報酬については、以下の表の職に対応する日額を参照してください。

職種区分1（事務・技能）

ランク	日額	時給単価	職務水準	職名の例
A	8,160 円	1,088 円	単純補助業務の職	・一般事務補助・技能 ・保育所技能員
B	8,760 円	1,168 円	定型業務の職又は単純補助業務であるが市民対応など一定の負荷が生じる職	・保育所福祉員 ・工場業務(資源) ・寮母・給食調理員(3食調理)
C	9,810 円	1,308 円	定型業務であるが市民対応などの一定の負荷が生じる職	・収集技能(資源)
D	10,170 円	1,356 円	一定の知識・経験を要する業務の職	
E	10,560 円	1,408 円	高度の知識・経験を要する業務の職	
F	11,820 円	1,576 円	特に高度の知識・経験を要する業務の職	

職種区分2（資格・専門職）

ランク	日額	時給単価	職務水準	職名の例
A	8,760 円	1,168 円	専門的知識等を要する補助業務の職	・保育補助(無資格・幼稚園教諭免許) ・ <b>社会福祉(三科目主事)</b>
B	9,810 円	1,308 円	資格又は専門的経験等を要する補助業務の職	・保育士 ・栄養士(施設関係) ・ <b>社会福祉</b>
C	10,560 円	1,408 円	資格又は専門的経験等を生かし従事する業務の職	・区福祉保健センター・児童相談所の保健師・看護師・助産師・栄養士等
D	11,400 円	1,520 円	高度の資格又は専門的経験等を生かし従事する職	・健診等医療従事者
E	12,240 円	1,632 円	特に高度の資格又は専門的経験等を生かし従事する職	
F	14,280 円	1,904 円	極めて専門的な資格又は経験等を生かし従事する職	・理学療法士・作業療法士・言語訓練士 ・心理判定員 ・看護師(施設関係)

総務局人事部労務課労務係

担当：林、渡邊

電話：671-2156